令和２年４月10日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局長

〒730-8511広島市中区基町10-52

産業廃棄物対策課

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症にかかる

廃棄物の円滑な処理について（依頼）　　　　　　　　　＿

県の産業廃棄物行政については，日頃からご協力いただき，厚くお礼申し上げます。

　さて，緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の円滑な処理について，令和２年４月７日付け環循適発第2004077号及び環循規発第2004075号で環境省環境再生・資源循環局長から別紙のとおり通知がありました。

廃棄物処理は，生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり，新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ，それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められています。

ついては，通知の内容に留意して事業を実施していただくよう，貴会員への周知をお願いします。

（通知の内容）

　一　廃棄物の処理業務が継続のため講ずべき措置について

　二　廃棄物処理事業の継続について

　三　宿泊療養や自宅療養に対応した廃棄物処理について

担当　適正処理グループ

電話　082-513-2963（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（担当者　桑原）